



事務連絡
平成18年6月30日

地方社会保険事務局
都道府県衛生主管部(局)
介護保険主管部(局)
民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

厚生労働省医政局総務課

老健局老人保健課

保険局医療課

健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う医療法施行規則、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準、基本診療料の施設基準等の一部改正について

今般の医療制度改革においては、社会的入院のは正を図り、患者の状態に応じた施設の適切な役割分担の推進を図るため、療養病床の再編成を行うこととしており、本年6月14日には介護療養型医療施設を平成23年度末をもって廃止すること等を内容とする健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が成立し、また同年7月1日には、医療保険適用の療養病床において医療区分に基づく診療報酬が施行されることとなっている。

療養病床の再編成に当たっては、病床の円滑な転換を図るために転換支援措置等を講ずることとしており、今般、平成23年度末までの経過措置として、医師、看護職員等の配置が緩和された経過型介護療養型医療施設及び介護保険移行準備病棟を創設するとともに、所要の経過措置を定めることとしたことから、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）等の関係法令を改正し、平成18年7月1日より適用することとしたところである。

については、下記のとおり、関係法令を送付するので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 別添1 療養病床の再編成に係る平成18年7月1日施行の関係法令一覧
別添2 官報の写し（関係部分抜粋）
別添3 新旧対照表

療養病床の再編成に係る平成18年7月1日施行の関係法令一覧

	法令名	法令番号	概要	主担当部局
1	医療法施行規則の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第133号	<p>1. 療養病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者に係る人員配置標準の見直し 療養病床における入院患者に対する看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置をそれぞれ4：1以上とする。</p> <p>2. 人員配置標準を緩和するなどの経過的類型の創設 平成24年3月31日までに介護老人保健施設等に転換する精神病床及び療養病床について、当該転換までの間、人員配置標準及び設備基準を以下のとおりとする。</p> <p>【人員基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転換する病床に係る医師の配置を96：1とするもの。ただし、転換する病床のみを有する病院については、医師の最低数を2とする。 ○転換する病床に係る看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置を以下のとおりとするもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・看護師及び准看護師 9：1以上 ・看護補助者 9：2以上 <p>【設備基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転換する病床に隣接する廊下について、廊下幅の基準を内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とするもの。 	医政局総務課
2	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第136号	関係規定の整理を行うもの。	老健局老人保健課
3	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第137号	同上	同上

4	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第138号	療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟から転換した介護老人保健施設について、 ○ 平成24年3月31日までの間は、入所者1人当たりの面積基準を6.4m ² とするもの。 ○ 廊下幅の基準について、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とするもの。	同上
5	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第139号	平成24年3月31日までの措置として創設する経過型介護療養型医療施設について人員・設備基準を以下のとおりとするもの。 【人員基準】 ○ 看護職員・介護職員の配置をそれぞれ下記のとおりとするもの。 ・ 療養病床を有する病院の場合 看護8：1以上 介護4：1以上 ・ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合 看護5：1以上 介護6：1以上 【設備基準】 ○ 現行の廊下幅の基準を内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とするもの。	同上
6	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第414号	短期入所療養介護費において、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型短期入所療養介護費の報酬類型を定めるもの。	同上
7	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第415号	○ 介護療養施設サービス費において、療養型経過型介護療養施設サービス費及び認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の報酬類型を定めるもの。 ○ 療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設については、試行的退院サービス費を算定することができる旨を定めるもの。	同上
8	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第416号	介護予防短期入所療養介護費において、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費の報酬類型を定めるもの。	同上
9	厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第417号	関係規定の整理を行うもの。	同上
10	厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第418号	同上	同上

11	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第419号	同上	同上
12	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第420号	同上	同上
13	介護保険法施行規則第68条第3項及び第87条第3項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第421号	同上	同上
14	介護保険法第51条の2第2項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の2第2項第二号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第422号	同上	同上
15	厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第423号	同上	同上
16	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第424号	同上	同上
17	基本診療料の施設基準等の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示400号	療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2の施設基準等を定めるもの。	保険局医療課



(号外) 独立行政法人国立印刷局

1 平成18年6月30日 金曜日 告報

一	○財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四七)	〔省令〕	○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令(同一三八)
二	○税理士法施行規則の一部を改正する省令(同四八)	〔告示〕	○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同一三九)
三	○介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一二二)	〔告示〕	○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令(同二六五)
四	○医療法施行規則の一部を改正する省令(同一三三)	〔告示〕	○平成十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日を定める件(文部科学八六)
五	○厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同一三四)	〔告示〕	○学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示(同八七)
六	○独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(同一三五)	〔告示〕	○平成十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日を定める件(文部科学八六)
七	○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同一三六)	〔告示〕	○学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示(同八七)
八	○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同四〇一)	〔告示〕	○平成十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日を定める件(文部科学八六)
九	○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同四〇二)	〔告示〕	○次世代育成支援対策推進法第二十三条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進センターを指定した件(同四〇三)
十	○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件(同二六四)	〔告示〕	○次世代育成支援対策推進法第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十二条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を定める件(同四〇四)
十一	○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(厚生労働四〇〇)	〔告示〕	○介護保険法施行規則附則第二十三条规定による介護保険法第五十一条の二第二項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一条各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件(同四〇五)
十二	○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同四〇一)	〔告示〕	○介護保険法施行規則附則第二十三条规定による介護保険法第五十一条の二第二項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一条各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件(同四〇五)
十三	○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同四〇二)	〔告示〕	○介護保険法施行規則附則第二十三条规定による介護保険法第五十一条の二第二項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一条各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件(同四〇五)
十四	○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同四〇九)	〔告示〕	○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同四〇九)
十五	(以下次のページへ続く)	〔告示〕	〔告示〕

2 二 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの

3 第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、第一項又は前項の規定による市町村の認定について適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三條の八第一項

特定介護保険施設等
居住又は滞在（以下
いう。）

地域密着型介護老人福祉施設又は 看護小規模、福祉施設

10 of 10

第八十三条の八第二項

の省令は、平成十八年七月一日から施行する。
生労働省令第二百三十三号

第二十二条の二第一号及び第三号中「六」を「四」に改める。

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

に改める。
第四十九条中「並びに」を「第五十一条第
項及び」に改める。
附則に次の二條を加える。

厚生労働大臣 川崎 一郎
医療法施行規則の一部を改正する省令

第五十一条（精神疾患の入院の強制執行等）十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次各

療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十一条第一項第四号）「ニ系る病室の一部を次のように改正する。

において同じ。又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の

換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減らさせるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、経費老人ホーム（老人福祉法）（昭和四

十八年法律第二百三十二号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は人居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下について、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十日までの間に限る。)は、第十六条第一項第一号(一メートル)と「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十日までの間に限る。)は、第十九条第一項第一号の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数(以下この項において「特定数」という。)が五十二までには三どし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した數に三を加えた数とする。

一 転換病床以外の精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。)の数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を六で除した数もつて除した数

三 精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。)の数

四 外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。)の数

五(耳鼻いんこう科又は眼科については、五)をもつて除した数

第六十五条第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第五十条第一項第一号」とあるのは「第五十一条第一項」とする。

転換病床のみを有する病院に係る第一項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」と「五十二までは三」とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二」とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

4 第五十条第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける病院について準用する。この場合において、第五十条第四項中「前条」とあるのは、第一条及び第五十二条第三項」と、「第四十九条」とあるのは、「第五十二条第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条及び第三項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数が一に満たない端数が生じたときは、その端数を一として計算する。）に外来患者の数が三十又はそのうちの適当事数を一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当事数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当事数を一を加えた数とすることができる。

6 第十九条第一項第五号の規定にかかるわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数

三 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数

四 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数

前項の病院に置くべき看護補助者の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第五号の規定にかかるわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。）とする。

（う経過措置）
病床を有する診療所に置くべき看護師及び看護補助者の員数の標準についての省令の施行の日から平成二十四年三月までの間は、前条の規定による改法施行規則等の一部を改正する省令第三条第二号の規定にかかわらず、なによりことができる。

（一部改正）
この一部を改正する法律（平成十八年の促進に関する法律の一部を改正する省令第二百二十号）の施行に伴い、並第九条第五項、第十一条第五項、第十おいて準用する第十一条第五項の規定を実施するため、厚生労働省関係省令第九号）の一部を次のように改正す
る。

（厚生労働大臣 川崎 一郎 省令

五 研究機能等の構築

特定高速電子計算機施設が最大限に活用されるとともに、計算科学技術の分野における将来の継続的な発展が確保されるためには、将来的な組織的な発展が確保されるためには、本施設を活用することにより高度な研究及び人材育成に関する機能等を構築することが重要である。

このため、本施設の将来展望や利用者のニーズ等を踏まえつつ、理化学研究所及び登録機関等の関係機関が適切な役割分担のもと研究及び人材育成に関する機能を果たしていくこととする。

第四 特定高速電子計算機施設の運営に関する事項

特定高速電子計算機施設の共用に当たつては、グリッド技術等を活用し、地理的に離れた計算資源を連携させて利用できること、各種データの取得、蓄積及び有効活用等を容易に行えること、利用者に対する窓口の一元化及び手続きの簡素化が行われること等、多くの研究者等にとって使いやすい運営が行われることが重要である。また、本施設から生まれた成果が創出されるような運営が行われることも重要である。

○厚生労働省告示第四百四

第五の(6)中「夜勤を行う看護職員」の下に「(第五の三)(2)のロの療養病棟の入院患者のうち、別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者(以下「別表第五の二の患者」という。)と別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者(以下「別表第五の三の患者」という。)との合計が八割以上である病棟、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料を算定している療養病棟(平成十八年九月三十日までに限る)及び第十一の五に規定する病棟の看護職員を除く。」を加える。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

(2) 療養病棟入院基本料2の施設基準等

イ 療養病棟入院基本料2の注1に規定する入院基本料の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

このため、適時に、かつ、適切に利用者のニーズ等を反映させつつ、今後運用段階までに本施設が効果的かつ効率的に活用されるような適切な運営方針について定めることとする。

また、運営に係る業務の実施に当たつては、透明性を確保しつつ、公正な手続きにのっとって、全体的な施設の運営が効果的かつ効率的に行われるようにするとともに、理化学研究所と登録機関が適切に連携を図っていくこととする。

第五 その他特定高速電子計算機施設の共用の促進に際し配慮すべき事項

特定高速電子計算機施設は、我が国における計算科学技術を始めとした科学技術全体の振興に貢献することが重要である。このため、本施設と大学・研究機関等のスーパーコンピュータを始めとする計算環境との適切な役割分担及び有機的な連携を図っていくこととする。

特に、既に我が国において開発され、成果をあげている地球シミュレーターについては、アプリケーション作成における活用等、本施設の整備・運営等に当たつて積極的な連携が図られることが重要である。

附 則

この基本的な方針は、平成十八年七月一日から施行する。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の一割以上が看護師である」とする。
③ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

① 入院基本料A

1 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合(以下この口において「特定患者八割以上の場合」という。)にあつては、別表第五の二の患者

2 当該病棟において、「特定患者八割未満の場合」という。にあつては、別表第五の二の患者

1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に以上である。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合に

は、各病棟における夜勤を行つ看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上である」とする。

2 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

3 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に以上である」とする。

4 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

5 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

6 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

7 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

8 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

9 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

10 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

11 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

12 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことと一緒に相当する数以上である」とする。

④ 入院基本料D

1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあつては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く。)であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの

3 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの

4 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの

⑤ 入院基本料 E

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の一の患者又は別表第五の三の患者以外の二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの、又は次のいづれかに該当しないものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者

(1) 当該病棟において、一日に看護を行つ看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

(3) 当該病棟において、一日に看護補助を行つ看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一に相当する数以上である」ととする。

療養病棟入院基本料2（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行つた検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、同表に掲げる薬剤及び注射薬は、当該入院基本料に含まれないものとする。

一 療養病棟入院基本料2の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態

三に次のように加える。

有床診療所療養病床入院基本料2の施設基準等

① 有床診療所療養病床入院基本料2の注1に規定する入院基本料の施設基準

当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務する」ととされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

② 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

一 有床診療所療養病床入院基本料2の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

① 入院基本料A

2 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合（以下この口において「特定患者八割未満の場合」という。）にあつては、別表第五の二の患者

いう。）にあつては、別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合（以下この口において「特定患者八割以上の場合」という。）にあつては、次のいづれにも該当するものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関（以下この口において「四対一配置保険医療機関」という。）に入院している別表第五の二の患者

(1) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

② 入院基本料 B

- (1) 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの。

(2) 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上であるもの。

(3) 入院基本料C

(4) 入院基本料D

1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの。

2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの。

(5) 入院基本料E

1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の一の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの。

2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の四対一配置保険医療機関に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの、又は次のいずれかに該当しないものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者。

(1) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上あること。

(2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上あること。

八 有床診療所療養病床入院基本料2に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用

有床診療所療養病床入院基本料2（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行つた検査・投薬・注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、同表に掲げる薬剤及び注射薬は、当該入院基本料に含まれないものとする。

一 有床診療所療養病床入院基本料2の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態

の六の②中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二第一項」に改める。

の(4)中「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料算定方法」を「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料算定方法」に改める。

の三の次に次のように加える。

別表第十一に掲げる疾患の患者であつて、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病院料1を算定する病棟に入院している患者、又は平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者（別表第五の二の患者を除く。）について平成二十年三月三十一日までの間に限り、第五の三の(2)の口の規定にかかるわらず、それぞれ第五の二の患者又は別表第五の三の患者みなす。

五 平成十八年六月三十日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第五の三の(2)のイに該当するものみなす。

(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、

当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上が看護職員であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

六 平成十八年六月三十日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定する診療所である保険医療機関であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第六の三の(3)のイに該当するものみなす。

(1) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員及び看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上であること。

別表第五中「投薬及び注射薬」を「薬剤及び注射薬」に改め、同表の一中「関節喉頭鏡下喉頭処置」を「間接喉頭鏡下喉頭処置」に改め、同表の三中「投薬」を「薬剤」に改め、同表の四中「」及び「」を「」に改め、「あるものに対して投与された場合に限る。」の下に「及び疼痛コントロールのための医療用麻薬」を加え、同表の次に次の二表を加える。

別表第五の二 療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2の入院基本料Aに係る疾患及び状態

一 対象疾患の名称

スモン

二 対象となる状態

医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

中心静脈栄養を実施している状態

二十四時間持続して点滴を実施している状態

人工呼吸器を使用している状態

ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

酸素療法を実施している状態

感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

別表第五の三 療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2の入院基本料B及び入院基本料Cに係る疾患及び状態等

一 対象疾患の名称

筋ジストロフィー症

多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病(進行性核上性麻痺、大脳皮質

基底核変性症、パーキンソン病(ホーリン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であつて生活機能障害度がII度又はIII度の状態に限る。)その他の難病(スモンを除く。)

別表第十二

筋髄損傷

筋ジストロフィー症

慢性閉塞性肺疾患(ピューニョーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。)

悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)

二 対象となる状態

肺炎に対する治療を実施している状態

尿路感染症に対する治療を実施している状態

傷病等によるリハビリテーションを行つている場合に限る。)

脱水に対する治療を実施している状態

消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態

擡瘻に対する治療を実施している状態(皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は擡瘻が二箇所以上に認められる場合に限る。)

未梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態

頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態

せん妄に対する治療を実施している状態

うつ症状に対する治療を実施している状態

他者に対する暴行が毎日認められる状態

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

一日八回以上の喀痰吸引を実施している状態

気管切開又は気管内挿管が行われている状態(発熱を伴う状態を除く。)

頻回の血糖検査を実施している状態

創傷(手術創や感染創を含む。)皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態

三 対象となる患者

次に掲げる保険医療機関の療養病棟であつて、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療

養病棟入院料又は特殊疾患入院施設管理加算を算定する療養病棟に入院している患者(重度の肢

体不自由児(者)又は知的障害者に限る。)

(1) 児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設

(2) 児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設

(3) 児童福祉法第二十七条第二項及び身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十

八条第四項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する

医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの

別表第六の二の(1)中「ステージ3」を「ステージ3」に改める。

別表第十一の次に次の二表を加える。

スルハ	筋膜繩性癰瘍
脊髓小脳変性症	バーキンソン、脳膜腫瘍(進行性核上性麻痺、大脳皮質梗塞等)、ベーカンス入院(長ーH ・ヤールの重症度分類六段階以上であつて、出現機能障害が四肢又は頭の半側に限 る。)
ハーナヘルン	ハーナヘルン(腰椎(ウロカナル・ヘルニア)・骨盤・ヘルニムラハ・ベロバッハ・ハヤハタ一振、 死死性家族性不眠症)
頸動脈硬化症(末梢)	頸動脈硬化症(末梢)
仮性球麻痺	仮性球麻痺
脳性麻痺	○ 國立東海病院(伊勢原支院)
	診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省大臣令第911号) 第1章ただし書及び特定期報酬の算 定額の算定方法(平成十八年厚生労働省大臣令第1号) 第11項並びに厚生労働 大臣が認定する病院の額の算定方法(平成十八年厚生労働省大臣令第 911号)別表4のうち該当及び12条の4第一項の規定に據り、厚生労働大臣が認定する病院 並びに厚生労働大臣が認定する病院及び調査監査の一部を次のものと読み替へ、平成十八年七月一日を 以降十八年九月三十日 改訂に次のものと読み替へ。
284	市立旭川病院
	1.0745
285	岩手医科大学附属循環器医療センター
	1.0082
286	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院
	0.9751
287	仙台市立病院
	0.9597
288	財団法人 脳神経疾患研究所附属 総合南北病院
	1.0432
289	公立藤田総合病院
	0.9298
290	自治医科大学附属大宮医療センター
	1.0842
291	日本医科大学千葉北総病院
	1.0556
292	財团法人聖路加国際病院
	1.1097
293	国家公務員共済組合連合会 東京共済病院
	0.9915
294	東京都立豊島病院
	0.9355
295	医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院
	1.0443
296	公立昭和病院
	1.0529
297	公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター
	1.0331

298	医療法人五星会 菊名記念病院	1.0865
299	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	1.0469
300	國家公務員共済組合連合会 平塚共済病院	1.0141
301	医療法人社団 愛心会 湘南鎌倉総合病院	1.0433
302	社会保険相模野病院	0.9405
303	昭和大学藤沢丘病院	1.0655
304	昭和大学横浜市北部病院	1.0148
305	J A 神奈川県厚生連 伊勢原協同病院	1.0521
306	済生会新潟第二病院	1.0470
307	独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	0.9898
308	独立行政法人国立病院機構甲府病院	1.0102
309	長野市民病院	0.9610
310	独立行政法人国立病院機構長野病院	0.9928
311	総合病院 高山赤十字病院	0.9876
312	三島社会保険病院	0.9636
313	静岡赤十字病院	1.0339
314	県西部浜松医療センター	0.9825
315	社会福祉法人聖訓福祉事業団総合病院聖隸三方原病院	1.0174
316	名古屋第一赤十字病院	1.0047
317	国家公務員共済組合連合会 名城病院	0.9986
318	みなと医療生活協同組合 協立総合病院	0.9263
319	独立行政法人労働者健康福祉機構 中部労災病院	0.9997
320	医療法人大雄会 総合大雄会病院	1.1148
321	独立行政法人國立病院機構名古屋医療センター	0.9593
322	市立伊勢総合病院	0.9747
323	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	0.9820
324	京都第一赤十字病院	0.9941
325	社会保険京都病院	0.9562

示教課一〇一の壬「平成18年3月31日における当該指定身体障害者更生施設の入所定員」および「該指定身体障害者更生施設の平成18年3月における入所による指定施設支援を受けている入所者の数」レコード所者の定員」レコード「指定施設支援を受けている入所者」レコード「0.8」レコード「1.0」レコード「0.7」レコード「0.6」レコード「0.8」を答える。
示教課一〇一の壬「平成18年3月31日における」レコード「0.8」レコード「1.0」
レコード「0.7」レコード「0.9」レコード「0.6」レコード「0.8」を答える。

c 要介護 2	839単位
d 要介護 3	906単位
e 要介護 4	974単位
f 要介護 5	1.041単位
(二) 認知症疾患型経過入所療養介護費(II)	
a 経過的要介護	654単位
b 要介護 1	903単位
c 要介護 2	970単位
d 要介護 3	1.037単位
e 要介護 4	1.105単位
f 要介護 5	1.170単位

○厚生労働省告示第百四十九号
介護保険法（平成九年法律第百一十二号）第四十一条第四項の規定に基いて、指定居宅サービスに
要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省告示第十九号）の一部を次のよう改定し
平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十一日

厚生労働大臣 三輪 一郎

医表の(イ)から(ホ)までの辺の「介護老人保健施設短期入所療養介護費」を改める。
改表の(イ)から(ホ)までの「介護老人保健施設短期入所療養介護費」を改める。

(2) 病院療養病床超過型短期入所療養介護費（1日につき）

医療療養病床超過型短期入所療養介護費(1)

b 要介護 1	903単位
c 要介護 2	970単位
d 要介護 3	1,037単位
e 要介護 4	1,105単位
f 要介護 5	1,172単位

(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(4)

- 618單位

b 要介護 1
c 要介護 2
d 要介護 3

- 厚生省

e 要介護4
f 要介護5
1,141単位
1,232単位

- 三

- 別表(2)

- 1

「療養介護費」は各處で、
医療機関の多くでこの制度の対象。 「診療所療養病床短期入所療養介護費」は、「療養病床を有する
診療所における短期入所療養介護費」である。

- 1000

認知症疾患の治療・看護を有する病院における短期入所療養介護費」が「老人性認知症疾患の治療・看護を有する病院における短期入所療養介護費」となる。

- 1

(2) 認知症疾患型経済型短期入所療養介護費(1日につき)
 (一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1)
 a. 経過の要介護
 b. 要介護1

- ANSWER** The answer is 1000.

（傍線の部分は改正部分）

①

改 正 案

現 行

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一・三 （略）

四 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を二をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

五 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すことの一

六・七 （略）

第二十一条の二 法第二十一条第一項第一号の規定による療養病床を有する診療所に置くべき医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一 （略）

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一・三 （略）

四 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

五 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことの一

六・七 （略）

第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号の規定による療養病床を有する診療所に置くべき医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一

二 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一

四 (略)

附 則

第四十九条 療養病床を有する病院であつて、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が百分の五十を超えるものについては、当分の間、第十九条第一項第一号（第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五十二条第一項及び平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三」とし、特定数が五十二、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二」とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この

条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び次条において「転換病床」という。）に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間

附 則

第四十九条 療養病床を有する病院であつて、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が百分の五十を超えるものについては、当分の間、第十九条第一項第一号（第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三」とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二」とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この

(平成二十四年三月三十一日までの間に限る。)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・ハメートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（以下この項において「特定数」という。）が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

- 一 転換病床以外の精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数
- 二 転換病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数
- 三 精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数
- 四 外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもつて除した数

- 2 第五十条第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは「第五十二条第一項」とする。
- 3 転換病床のみを有する病院に係る第一項の規定の適用について

は、同項中「次の各号」とあるのは「第二号及び第四号」と、「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

4 第五十条第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける病院について準用する。この場合において、第五十条第四項中「前条」とあるのは「前条及び第五十二条第三項」と、「第四十九条」とあるのは「第五十二条第三項」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第三項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。一 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数

三 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数

四 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数

前項の病院に置くべき看護補助者の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第五号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。）とする。

○医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生省令第八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置）</p> <p>第二十三条 法第二十一条第二項第一号の規定による医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準は、当分の間新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 一</p> <p>二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。</p> <p>三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当事</p>	<p>（療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置）</p> <p>第二十三条 法第二十一条第二項第一号の規定による医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準は、当分の間新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 一</p> <p>二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。</p> <p>三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当事</p>